第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、株式会社 キャンゴー インターナショナル(以下「当社」という)が実施・運営するインターネット取引サイト「キャンゴーウェブ」につきルールを定めるものであり、出品社、成約社を含む全ての会員及び当社は本規約を遵守し、キャンゴーウェブを通じた円滑かつ公正な中古車取引が行われることを目的としている。

第2条(定義)

「会員」とは入会審査を経て当社が認めた国内外の法人もしくは個人をいう。

「出品社」とはキャンゴーウェブを利用し車両を出品した会員をいう。

「成約社」とはキャンゴーウェブを利用し車両を成約し、車両の購入が確約された会員をいう。

「出品」とはキャンゴーウェブ上で車両が公示されたこと(されていること)をいう。

「成約」とは出品された車両がキャンゴーウェブ上で成約社により成約されることをいう。

第3条(管理と運営)

キャンゴーウェブの実施、運営および管理は、当社が行うものとする。

自然災害や落雷、火災、またはシステム上もしくはインターネット上の内的外的トラブルなど不測の事態にあたり止むを得ずキャンゴーウェブの実施を中止する場合があるものとする。

第4条(実施の内容、運営の方法)

当社は、保有するキャンゴーウェブ上で当社または出品社による売却可能な車両の出品を促し、これを成約社が成約することで車両売買を進め、当社の直接のビジネスまたは出品社・成約社双方を仲介するかたちで会員のビジネスに貢献するものとする。

前項の車両売買に伴う契約は、当社と成約社または当該出品社と成約社の間で成立するものであり、当社は後者 においては買主または売主としての義務を負うものではない。

当社は、出品社の輸出手続きを補助することから、貿易取引上は出品社に代り輸出者の役割を担うものとする。 キャンゴーウェブは常時閲覧可能なものとする。

キャンゴーウェブ上で当社または出品社による売却可能な車両が出品された場合、成約社による成約手続きを経 て支払いが完了するまでは、当社は当該車両の掲示を実施するものとする。

第5条(データ所有権)

キャンゴーウェブが保有するデータおよび作成データの知的所有権、使用権は全て当社に帰属する。会員を含め 第三者が当社に許可なくこれを他に提供、転載、利用等することを禁止するものとする。

第6条(機密保持)

会員は、キャンゴーウェブに関連、付随して知り得たキャンゴーウェブの営業上の秘密情報及び特定の個人のプライバシーに属する情報を第三者に開示、または漏えいしてはならないものとする。

第7条(免責)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。

当社コンピュータ、システム委託先コンピュータ、もしくはこれに付随する全てのハードウェアやソフトウェアの故障等に起因する損害。

通信回線を介する何等かの外部からの攻撃などによるトラブルまたは消滅を伴う損害。

第3条のとおり起きるキャンゴーウェブ実施の中止に伴う損害。

第2章 会員

第8条(会員の種類)

会員には、国内会員と外国会員があるものとする。

第9条(国内会員の権利)

国内会員は、キャンゴーウェブを利用して車両の出品、または成約ができるものとする。

第10条(外国会員の権利)

外国会員は、キャンゴーウェブを利用して車両の成約ができるものとする。

第11条(国内会員の資格)

国内会員は、以下の要件を満たすものとする。

所轄の公安委員会が発行する「古物商許可証」(自動車)を保有していること。

常設の販売もしくは点検・整備の拠点を有し、現に営業活動を行っていること。

当社もしくは当社指定のサーバーとの画像データ等送受信が可能なパソコンを有すること。

所定の手続きを経て入会審査を通じ当社により会員として承認された法人または個人(個人事業主)であること。

第12条(外国会員の資格)

外国会員は、以下の要件を満たすものとする。

日本以外の国または地域に居住し、当該国での国籍(もしくは市民権/永住権)を持ち、追跡可能な自らの個人も しくは法人の銀行口座を保有していること。

過去において犯罪歴を持たないこと。

貿易の知識を十分に有し、実務として輸入を円滑に当たれるスキルを有していること。

常設の販売もしくは点検・整備の拠点を有し、現に営業活動を行っていること。

所定の手続きを経て入会審査を通じ当社により会員として承認された法人または個人(個人事業主)であること。

第13条(国内会員の入会手続)

キャンゴーウェブに入会を希望する法人または個人は、本規約を熟読のうえ、入会申込書、所在地略図に必要事項を記入し、古物商許可証の写し添付し入会の申込を行うものとする。

申込はキャンゴーウェブ上の BBC または当社―当該会員間のメールで行うものとし、古物商許可証の写しは同メールでデータ送信もしくは郵送で後日送付するものとする。

入会審査は原則として入会申込に際して提出された書類とその記載内容をもって当社により行われるものとする。

第14条(外国会員の入会手続)

キャンゴーウェブに入会を希望する法人または個人は、本規約を熟読のうえ、入会申込書、所在地略図に必要事項を記入し、自国もしくは自国における地方自治体(地方政府)により承認された自社ビジネスナンバーが明記された証明の写し添付し入会の申込を行うものとする。

また、車両輸出の際に必要となる貿易に係る以下に掲げる基本情報を所定の用紙に明記するものとする。

仕向国、仕向港

貿易取引条件の別 (FOB/C&F/CIF/その他)

輸送形態の別 (コンテナ/Ro-Ro)

輸出前検査の要否

決済条件の別 (TT/LC、もしくは PayPal)

申込はキャンゴーウェブ又は当社ランディングページ上の申込フォームに沿って送信するものとする。

上記自社ビジネスナンバーが明記された証明の写しは、入会申込書記載の代表者名が明瞭に記載されたものであり、pdf またはイメージファイル形式で添付・送付するものとする。

入会審査は原則として送信された書類とその記載内容、および必要に応じてメールまたは電話による追加確認を もって、当社により行われるものとする。

入会審査に要する日数は当社が入会申込のメールを受領した日から3営業日以内とし、原則として当社からのメールで審査結果を通知するものとする。

入会可能となった法人または個人には前項通知の際に会員番号および当該会員希望のキャンゴーウェブアクセス用パスワードが付与され、これを基に会員としての権利の行使を可能なものとする。

入会申込に際して提出された情報は、理由の如何を問わず一切返却されないものとする。

第 15条(会員の有効期間)

前条記載の入会審査終了後の当社からの審査結果通知メールの送信日から1年とし、期間満了日の3か月前まで に当社もしくは当該会員から異議の申し立てがない限り、更に1年延長されるものとし、その後も同様とする。

第 16 条 (会員の義務)

会員は、本規約を誠実に順守しなければならない。

会員は、その名称、代表者、住所、電話番号、メールアドレス、古物商許可番号等入会申込内容に変更があった場合は速やかに当社までメールでその変更を届出なければならない。また、自国もしくは自国における地方自治体(地方政府)により承認された自社ビジネスナンバーに変更があった場合は、その証明書等の写しを pdf またはイメージファイル形式で添付するものとする。

第17条(会員の権利の制限)

当社は、会員の取引状況を考慮し次の会員の権利の制限及び制限解除を行うことができるものとする。

会員が車両代金及び諸手数料等の支払を遅延した場合、それ以降のキャンゴーウェブ参加停止及びそれに伴う条件を設定すること。

会員の成約限度額を設定すること。

第 18 条(禁止行為)

会員は、次に掲げる行為をしてはならない。

出品社が、自ら出品した車両に対し自ら成約申込を行うこと。

出品社が、自ら出品した車両に対し第三者に成約依頼をすること、またそれに協力すること。

出品社が成約社に、または成約社が出品社に直接連絡すること。

会員が当社を介さず、会員間で直接取引すること。

会員が車両のメーターを改ざんすること。

会員が、会員以外の者にキャンゴーウェブに参加させること。

会員が、他の会員の入札を故意に妨害すること。

会員が、当社の注意及び勧告等を無視すること。

会員が、キャンゴーウェブへ不正にアクセスし不正な操作を行うこと。

会員が、成約価格等キャンゴーウェブ情報を第三者に転用もしくは提供すること。

会員が、自らのキャンゴーウェブアクセス用パスワードを第三者に知らせること。

会員が、本規定の内容に違反する行為をすること。

第19条(罰則)

当社は、会員が次の各号に該当した場合当該会員に対し次号の罰則を科すことができる。

本規定に違反したとき。

当社に対して負担する債務の履行を怠ったとき。

反社会的勢力と関与した等、会員として相応しくない行為をしたとき。

前項の罰則は、以下に定めるとおりとする。

付与されたパスワードの抹消。

キャンゴーウェブへの参加停止。

罰則金の支払。

除名。

当社は、会員に対して前項の罰則に際し、または罰則に代えて始末書を徴求することができる。

第20条(会員資格の喪失)

会員が次の事項に該当した場合は、会員資格を喪失するものとする。

破産、民事再生、会社更生法の宣告を受けたとき、またはこの開始申立てがなされたとき。

手形、小切手が不渡りにとしたとき。

成約社が、成約車両代金等の支払を成約日から30日以上遅滞したとき。

当社との間に3年以上取引がなく、かつ会員登録された住所、電話番号等に連絡しても連絡が取れないとき。

任意に退会したとき。

本規定に違反したとき。

第3章 出品

第21条(出品)

国内会員は、次条以降に定めるところに従いキャンゴーウェブに車両を出品することができる。

但し、当社は必要に応じて出品する車両の台数、車種、車名、年式を制限することができる。

第22条(出品する国内会員の義務)

国内会員は出品にあたり、クレームの未然排除を念頭に置き、成約する会員ひいては最終使用者の立場で出品車

両を十分に点検・整備しなければならない。

また、日本の中古車業界の品位・信頼性の評価を持続的に維持するためにも、その仕様、状態、品質、不具合等をそのとおりに誠実に偽りなく申告しなければならない。

万が一虚偽の申告が認められた場合、出品社は生じる全ての問題につき責任を負わなければならない。

当社もまた、キャンゴーウェブに車両を出品できるものとする。

第23条(出品車両の文字情報)

前条2項に基づき、出品社は以下の出品車両に関わる事項を出品申込書に記入し当社へ送信もしくは当社指定のサーバーにアップロードしなければならない。記載内容は出品社が全ての責任を負うものとする。

車歴(自家用/レンタカー/事業用等の別)

排気量

型式(排ガス記号を含む)

初度登録年月

通称の車名

ボディ形状

グレード

車検満了年月

登録番号

車台番号

走行距離、km/マイルの別

メーター交換/改ざん歴の有無、走行不明車

外装色とカラーNo、色替え歴の有無と元の色および現在の色

座席の色、座席以外の内装色

パワートレインの別 HEV、PHEV、EV、FCV 等の該否

シフト形式

ステアリングの位置

冷房の種類

タイヤ山のおよその残量(1~10)、スタッドレスタイヤ装着有無

乗車定員

機関、機構上の不具合箇所

標準装備品の欠品箇所

後付けアフターマーケット部品装着箇所

修復箇所の有無、有りの場合の修復箇所と修復内容

交換箇所の有無、有りの場合の交換箇所と交換内容

外装の傷、凹み、錆、腐食、色あせ、汚れ等の瑕疵状態

フロントガラス部の飛び石による傷、ひび、割れの有無、ワイパー傷の有無、

内装の傷、汚れ、焦げ、欠品等の瑕疵状態

構造変更の有無、有りの場合の変更箇所と変更内容

災害歴(冠水や雹害等)の有無

リサイクル預託金額

架装物の有無

フォグ、純正アルミホイール、サンルーフ、皮シート、ナビ、後席部着色ガラス、ABS、ESC、LDW、AEB 等の有無

その他出品社がアピールしたいと考える具体的な箇所

また、併せて以下の事項を出品申込書に記入しなければならない。

出品社名

会員番号

販売価格

第24条(出品車両の画像情報)

22条2項に基づき、出品車両をより明確に示せるよう、出品社又は当社は車両の以下の項目の写真を撮影し出品申込書と併せデータ形式で当社へ送信もしくは当社指定のサーバーにアップロードしなければならない。 写真のデータサイズは、1枚=1000キロバイト迄を目途とすることとする。

外装

車両前面斜め(前側左右 45 度位)

車両後面斜め(後側左右 45 度位)

車両下面(前後の下側から)

タイヤ山のおよその残量およびホイール外形が分る具体的な箇所

エンジンルール全体

トランクまたは後部荷室スペース全体

傷、凹み、錆、腐食、色あせ、汚れ等の瑕疵状態が分る具体的な箇所

不具合の状態が分る具体的な箇所(不具合がある場合に限る)

その他出品社がアピールしたいと考える具体的な箇所

内装

ステアリング、操作スイッチ、シフト、ナビ部の全体

ステアリング全体

操作スイッチ集中箇所

ナビ、オーディオ、エアコン等中央部の操作箇所全体

シフトノブ全体

ナビまたはオーディオ全体

インパネ全体

前席全体(座席の色/材質が分るもの)

後席全体

VIN プレート(車台番号やカラーNo が打刻された金属製プレート)全体または車台番号打刻箇所 傷、擦れ、切れ、シート穴、ダッシュ部等の穴、割れ、色あせ、汚れ等の瑕疵状態が分る具体的な箇所 不具合の状態が分る具体的な箇所(不具合がある場合に限る)

その他出品社がアピールしたいと考える具体的な箇所

第25条(出品車両の条件)

出品車両は次の事項に適合したものでなければならない。但し、当社が出品を認めた場合はこの限りではない。 盗難車、差押え車等でないこと。

道路運送車両の保安基準に適合し、問題なく道路を走行できるもの。

登録および申請のための必要書類が全て用意できるものであること。

事故車、粗悪車でないこと。

車両(外装/内装/エンジンルーム等)が首尾よく清掃されているもの。

燃料タンクに最低5リットルの燃料が入っていること。

燃料漏れ、オイル漏れ等による火災の恐れがないこと。

車検が有効な場合はナンバープレートが装着されていること。

その他、当社が適当と判断し出品を認めた車両であること。

第26条(出品の流れ)

第 23 条、同 24 条の定めるとおりの手続きが完了した時点で、当社および当社システム委託先はキャンゴーウェブへの出品に向けデータアップロード等の整備を進めるものとする。出品社からの受付から出品までの所要日数は、最大 2 日を目途とする。

第27条(出品車両に対する海外会員からの個別質問)

確実な成約をより多くもたらすべく、出品車両についての個別質問を受け付けるものとする。

国内会員からの出品の場合、海外会員および成約しようとする国内会員からの質問を当社が一旦受け、その後質問内容に応じ出品社へ転送する。出品社は、質問の連絡を受けてから 24 時間以内に同質問に対する回答を当社に行う。

出品社への転送を要せず当社で回答が可能と当社が判断した場合はこの限りではない。

当社は速やかにこれを回答するものとする。

第28条(出品停止)

当社は、出品車両が種々の法規的観点から問題のあるものと判断した場合は出品を停止するものとする。

第29条(出品内容の訂正)

出品内容が出品申込書と異なった情報を記載した場合、価格変更を含めキャンゴーウェブに出品される前まで訂正できるものとする。

このため出品社は、内容が異なる場合は速やかに当社へ連絡するものとする。

なお万が一、出品後に内容が異なる箇所が判明した場合は、出品社は速やかに当社へ連絡することとし、当社は 閲覧する会員に分るようキャンゴーウェブ上で訂正箇所を明記のうえ内容を訂正し、出品を継続するものとする。

第4章 検査

第30条(出品社による検査の目的)

中古車の取引を安心して行えるようにするため、出品社または当社は出品にあたり、その車両を以下の評価基準により検査するものとする。

このため出品会員は、円滑な取引およびクレームの未然防止のためにも綿密かつ確実な検査を行うものとする。

第 31 条 (評価点)

出品車両の評価点は、表 4-1 のとおりとする。

評価点		評価基準	評価基準		
	走行距離等	内外装の要件	内装評価基準		

S	10000km 未満	無傷、無補修であるもの	Α
	初度登録1年未満		
6	30000km 未満	A1 が一カ所程度で殆ど無傷、無補修であるもの	А
5	50000km 未満	A1/U1 が数個所あるが、無補修であるもの	Α
4.5	100000km 未満	軽微な補修を行うことにより上記5に準ずるもの	B以上
4	150000km 未満	多少の傷や凹み、または補修痕があるが良好に仕上がっ	C以上
		ているもの	
3.5	_	数カ所の板金または加修を要するもの、複数の焦げ穴や	D以上
		破れなどがあるもの。	
3	_	車両状態悪く、板金や加修を要するもの、目立つ腐食があ	E以上
		るもの。	
2	_	激しい損傷や腐食があり大規模な加修が複数必要なも	
		の、商品価値の低いもの。	
1	_	冠水車、消火剤散布車、改造車、粗悪車	
R、RA	_	修復歴車	

検査記号は表 4-2 のとおりとする。

瑕疵	記号	レベル				
傷	A1	約10㎜以下の傷				
	A2	30 mm程度の傷				
	A3	A2 を超える傷				
凹み	U1	エクボ、ゴルフボール程度までの小凹み				
	U2	野球ボール程度までの中凹み				
	U3	補修で直る程度の大凹み				
傷を伴う凹み	B1	ゴルフボール程度までの傷を伴うエクボ、小凹み				
	B2	野球ボール程度までの傷を伴う中凹み				
	В3	補修で直る程度の傷を伴う大凹み				
補修跡塗装波	W1	良質な仕上げの補修跡塗装波				
	W2	中庸な仕上げの補修跡塗装波				
	W3	再補修を要する補修跡塗装波				
錆び	S1	小錆び数カ所まで				
	\$2	ゴルフボール程度までの錆び				
	\$3	野球ボール程度までの錆び				
その他記号	Х	交換要す				
	ХХ	交換済み				
	ワレ	割れ				
	色アセ	色褪せ				
	Pアト	ペイント跡				
	С	腐食				
ガラス	リペア跡	良好な仕上げのリペア跡				

トビ石 ガラス点傷		ガラス点傷
ヒビ 10 mm程度までのヒビ		10 mm程度までのヒビ
	ワレ	ヒビを超える割れ
	X 要す	リペア不可、外板に割れがあるもの

第32条(修復歴車)

外板パネルを介し波及した力が車両骨格部分に達し歪みが生じたものまたは骨格部分が加修されたものもしく は修正機痕があるもの。

第33条(評価基準)

内装の評価基準は、表 4-3 のとおりとする。

表 4-3

評価	評価基準
А	加修の必要がないもの
В	軽微な加修を要するもの
С	加修を要するもの、または不具合内容が商品価値を下げるもの
D	大きな加修を要するもの
E	全体に大きな加修を要するもの

第34条(修復歴)

修復歴とは、表 4-4 のとおり過去に交通事故や他車その他構造物との接触および災害等により車体の骨格部位を 損傷し、「修正」あるいは部品の「交換」を通じて車両を修復した過去があるものをいう。

衣 4-4		
骨格部位名称	修復歴とするもの	修復歴としないもの
クロスメンバー	交換されているもの。	小さな凹みまたはその修復歴があ
(フロント)	曲がり、凹みまたはこれらの修復跡	るもの。
左右サイドメンバーに溶接されて	があるもの。	突き上げによる凹みまたはその修
いるもの。		復歴があるもの。
(リア)		
サイドメンバーの先端より内側に		
あり、左右サイドメンバーに溶接さ		
れているもの。		
サイドメンバー	交換されているもの。	コアサポートより前に位置する部
(フロント)	曲がり、凹みまたはこれらの修復歴	分の損傷またはその修復跡がある
コアサポートより後ろに位置する	があるもの。	もの。
部分のみ。		牽引フック取付け部の軽微な損傷
(リア)		またはその修正跡があるもの。
エンドパネルより後ろに位置する		バンパーステー取付け部の軽微な
部分のみ。		凹みまたはその修正跡があるもの。
		突き上げによる凹み、傷またはそれ
		らの修正跡があるもの。
インサイドパネル	交換されているもの。	コアサポートより前に位置する部

(フロント)	曲がり、凹みまたその修復歴がある	分の損傷またはその修復歴がある
コアサポートより後ろに位置する	もの。	もの。
部分のみ。		軽微な凹みまたはその修復歴があ
		るもの。
ピラー	交換されているもの。	外部に露出している部分に凹みま
	スポットの打ち直しがあるもの。	たはその修正跡があるもの。
	外部または外板を介して波及した	ボディサイドシルパネルの単体部
	凹みまたはその修復跡があるもの。	分に生ずるピラー下部に溶接処理
		跡があるもの。
		外部または外板を介さない凹みま
		たはその修正跡があるもの。
		シートベルトの挟み込みによる凹
		み、ドアの開き過ぎによるヒンジ部
		の凹凸。
		1 ボックス車等のルーフからステ
		ップまで一体として露出している
		パネル状センターピラー等のアウ
		ター部は、ピラーとしない。
ルーフ	交換されているもの。	
	ピラーから波及した凹みまたはそ	
	の修復跡があるもの。	
センターフロアパネル/	交換されているもの。	突き上げ等でパネルまたはメンバ
フロントサイドメンバー	パネル接合部に剥れ(*)または修復	一に凹み、曲がり、軽微な破れもし
	跡があるもの。	くはその修復跡があるもの。
	(*剝れとはスポットの剝れをいう)	軽微な凹み、破れまたはその修復跡
	破れ(亀裂)があるもの。	があるもの。
	外部または外板を介してパネルに	
	凹み、またはメンバーに曲がりもし	
	くはその修復跡があるもの。	
リアフロア	交換されているもの。	リアエンドパネルまたはリアフェ
	パネル接合部に剥れ(*)または修復	ンダー等の交換時に生じた損傷が
	跡があるもの。	あるもの。
	(*剝れとはセンターフロアとの接	スペアタイヤ等格納部の突き上げ
	合部のスポットの剝れをいう)	による凹み、軽微な破れまたはその
	破れ(亀裂)があるもの。	修復跡があるもの。
	外部または外板を介して波及した	
	凹みまたはその修復跡があるもの。	

第 35 条(メーター改ざん車等)

メーターに関わる出品票への記載は、表4-5のとおりとする。

内容	記号	評価基準
----	----	------

メーター改ざん車	*	過去の記録等により走行距離計が巻き戻されているなどの場合は、現在の表示距
		離を出品票所定欄に記入しその右に左記記号を、注意事項欄に左記内容の文字を
		記載する。
メーター交換車	\$	新品メーターへの交換歴を有するもので、認証工場または指定工場の記録証明が
		あるものは合算距離を出品票所定欄に記入しその右に左記記号を、注意事項欄に
		左記内容の文字を記載する。
走行不明車	#	上記内容以外のもので推定できる根拠がないが走行距離不明の場合は、現在の表
		示距離を出品票所定欄に記入しその右に左記記号を、注意事項欄に左記内容の文
		字を記載する。

第5章 成約

第36条(成約しようとする会員の義務)

成約社は、キャンゴーウェブで行う車両成約につき次の義務を負うものとする。

成約しようとする車両の年式、仕様、状態等をキャンゴーウェブ上で確認したうえで、自社責任のもとで成約申込をすること。

当社の定める手順に従い、成約車両の代金および手数料等の支払を指定の期日までに行うこと。

第37条(成約方法と成約価格)

成約自体の行為は、キャンゴーウェブ上の各掲示車両紹介欄の「Buy It Now!」ボタンをクリックすることにより 完了するものとする。

成約しようとする会員は、キャンゴーウェブで公開された出品車両の情報を確認したうえ、FOB 価格を以て表示される価格を成約価格とする。

第38条(成約結果の通知)

当社は、会員が車両を成約した場合、その結果をキャンゴーウェブ上で掲載するとともに、出品社および成約社に対して成約結果を個別にメールで通知するものとする。成約社は、このメールに対し折り返し売買を継続する旨のメール送信を当社にすることによって正式な成約とする。

また当社は、出品社に対して計算書を、成約社に対して計算書および Proforma Invoice を上記成約結果を示すメール送信時刻から 12 時間以内に送付するものとする。

第39条(出品社員都合によるキャンセル)

出品社は、キャンゴーウェブへの掲載と併せ店頭などで併売を行い、併売により販売が決定した際はただちに当 社へその旨を知らせなければならない。

出品社は、当社により計算書が送付された記録時刻の翌々日午前零時までにメールで当社に申し出た場合に限り、 成約社に対するキャンセル金 10 万円と当社に対する次号に掲げる手数料を支払うことで当該車両の売買契約を 解除することができるものとする。

出品社は、当社に対して次の手数料を支払うものとする。

出品社、成約社双方の負担する成約手数料

当社が成約社へ本キャンセル料金を送付する為の金1万円の送金手数料

第1項のキャンセル金および前項の成約手数料および送金手数料につき、出品社は当社からのメール送信記録時刻から 48 時間以内に当社指定の銀行口座へ振込むかたちで支払い、当社はその後速やかに成約社へキャンセル金を T/T で送金なければならない。

第6章 精算

第40条(精算額の通知)

38条1項および2項に定めるとおり、当社は出品社および成約社に対し当該成約完了時刻から24時間以内に計算書を送付するものとする。

第41条(国内会員が出品した場合の成約手数料)

出品社が当社に支払う成約手数料は税込み 9,900 円とする。

成約社が当社に支払う成約手数料は次のとおりとする。

20,000円(外国会員)、税込22,000円(国内会員)

第42条(当社が出品した場合の成約手数料)

成約社が当社に支払う成約手数料は次のとおりとする。

20,000円(外国会員)、税込22,000円(国内会員)

第43条(成約時の出品社への代金支払)

当社は、出品車両が成約された場合、成約されたFOB価格に対してではなく、出品社提示の車両価格、または車両価格提示後に成約社との交渉により決定した最終的な車両価格に税込み成約手数料を差し引いた残額を出品社に対し支払うものとする。

当社は、第 47 条に示す成約社からの当社への送金完了日の翌 2 営業日以内に前項の出品社への支払いを完了するものとする。

但し、万が一第 47 条に定める成約社による支払に遅延が生じ出品社および当社へ損害を及ぼすと考えられる場合は、当社の判断により成約車両代金の立替払の準備を行うものとする。その際出品社および成約社は、当該立替払に予め同意するものとする。

第 44 条 (FOB 価格の請求)

当社は、次の総額である FOB 価格を成約社へ請求するものとする。また、この FOB 価格をもってキャンゴーウェブ上の基本的な表示取引価格とする。

車両代金

日本国内で発生する諸経費

第41条または第42条記載の成約手数料

第 45 条(日本国内で発生する諸経費)

前条に掲げる諸経費とは、次を含むものとする。

輸出抹消登録書発行費用

車両保管費用

配船費用

通関費用

船積費用

郵便 · 通信費用

その他当社が日本で支払う各種事務手数料

第46条(輸出にかかる諸経費の請求と一覧の通知)

当社は成約社に対し、当該車両の輸出条件に応じて生じる諸経費を請求するものとする。

また当社は、仕向国により異なる日本での輸出前検査の要否、検査機関の種類に応じ、その実施に伴い成約社に対し追加経費を請求する場合がある。

第1項、第2項の諸経費は、仕向地が求める追加要件の有無、貿易取引条件(FOB/CIF等)、海上輸送形態(コンテナ/Ro-Ro)、燃料サーチャージの有無、決済条件(T/T または L/C)などにより異なることから、当社は諸経費一覧を成約社に個別に通知するものとする。

第47条(成約社による支払と支払期限)

成約社は、当社の Proforma Invoice 送信記録時刻から 121 時間 (5 日+1 時間) 以内に次にかかる金額を当社に送金しなければならない。

第44条記載のFOB 価格

第46条記載の諸経費

第48条(成約社都合による成約後のキャンセル)

成約社は、次に掲げる時間までに当社に申し出た場合に限り、出品社に対する次に掲げるキャンセル金ならびに 次項に掲げる手数料を支払うことにより、当該車両の売買契約を解除することができるものとする。

Proforma Invoice 送信記録時刻から 24 時間以内=FOB 価格の 75%

Proforma Invoice 送信記録時刻から 48 時間以内=FOB 価格の 80%

Proforma Invoice 送信記録時刻から 74 時間以内=FOB 価格の 85%

Proforma Invoice 送信記録時刻から 96 時間以内=F0B 価格の 90%

Proforma Invoice 送信記録時刻から 121 時間以内=FOB 価格の 95%

Proforma Invoice 送信記録時刻から 121 時間以降=F0B 価格の 100%

成約社は、当社に対して次の手数料を支払うものとする。

出品社、成約社双方の負担する成約手数料

当社が出品社へ送金する金1万円の送金手数料

第1項のキャンセル金および前項の手数料につき、成約社は当社からのメール送信記録時刻から 48 時間以内に 当社指定の銀行口座へ T/T で送金し、当社はその後速やかに出品社へキャンセル金を送金しなければならない。

第49条(成約社の支払方法)

成約社による当社への支払は、次の方法によるものとする。

T/T

PayPal によるクレジット

但し当社は、成約社からの要請により L/C 決済を通じての支払を受け入れるものとする。

第50条(支払遅延損害金の請求)

成約社が当社に対し債務の支払いを怠ったときは、年14.5%の遅延損害金を支払わなければならない。

第51条(所有権の移転)

車両の所有権は、以下の両条件を満足することにより出品社から当社へ移転されるものとする。但し第2項の条件を満たさない場合は、車両代金等の担保として出品社が所有権を留保する場合があるものとする。

成約社が第 47 条に基づき計算される金額を当社に送金し、当社が出品社に差引車両代金を送金し、出品社又は当社が当社指定の港ヤードに成約車両を搬送したとき。

また、成約車両の船積みが完了したとき、当社から成約社へ所有権が移転するものとする。

第52条(自動車リサイクル預託金)

当社は出品社に対する成約車両精算時に、当該車両のリサイクル券記載の預託金に係る取り戻し金から(公財)自動車リサイクル促進センターに支払う申請手数料および当社から出品社への送金手数料を差し引いた額を反映し、これをもって自動車リサイクル預託金の出品社への実質的な返還とする。

第53条(自動車税相当額)

出品社は、成約車両の自動車税または軽自動車税の相当額につき抹消登録の当月分まで負担する。

当社は、出品社が還付書類等の送付を当社にした場合は、抹消登録実施日の翌月分から年度内残額相当分を出品 社に支払うものとする。

出品社は、還付書類等を当社に送付しない場合に限り、自動車税または軽自動車税の相当額預託金のうち抹消登録の翌月分から年度内残額相当分を当社に譲渡するものとする。

第54条(自動車損害賠償責任保険証)

車検有効期限が残る成約車両の輸出抹消に伴う自動車損害賠償責任保険金の返れいに関し、かかる抹消行為の主体は当社であることから、当社が同返れいの申請如何にかかわらず、出品社は当社に対し自動車損害賠償責任保険証を譲渡するものとする。

第55条(輸出国船積後に係る諸費用)

海上運賃/貿易保険/輸入関税/輸入国通関/輸入国·仕向国の輸送/車両検査/初期登録等に係る仕向地で掛る諸経費は、成約社負担とする。

CIF や C&F といった貿易決済を採る場合においては、海上運賃(および貿易保険)を一旦当社が負担し、当社が第46条に従いこれら諸経費を成約社に対し請求するものとする。

第7章 書類

第56条(書類の取扱いと種類)

出品社は譲渡書類を当社へ送付し、当社はそのうえで当該車両の輸出に向け輸出書類を適正に取扱うものとする。 譲渡書類とは、車両成約後出品社が当社に送付する第58条以降に掲げる各書類をいう。

輸出書類とは、車両の輸出手続上求められる第66条以降に掲げる各書類をいう。

第57条(譲渡書類の確認義務)

出品社は、譲渡書類に関し不備や誤記等なきよう予めその内容を十分に確認したうえで当社に送付しなければならない。

第58条(譲渡書類の準備)

出品社は、前条に従い表 7-1 の譲渡書類を準備するものとする。

表 7-1

	備考	軽自動車以外	軽自動車以外	軽自動車	軽自動車
		車検あり	車検なし	車検あり	車検なし
自動車検証証/		0	0	0	0
抹消謄本					
譲渡証明書	所有者の氏名又は名称及び住所の	0	0	0	0
	記載があり、印鑑証明と同一の印				
	章捺印があるもの				
印鑑証明	車検証/抹消謄本記載の所有者の	0	0	0	0
	もので、車両成約日から起算しそ				
	の翌月末日まで有効であるもの				
委任状	所有者の氏名又は名称及び住所の	0	0	0	0
	記載があり、印鑑証明と同一の印				
	章捺印があるもの				
住民票	車検証/抹消謄本と印鑑証明に記				
	載される住所に整合性が確保され				
	るもの				
リサイクル券		0	0	0	0
自賠責保険証		0	_	0	_
登録識別情報等		-	0	-	-
通知書					
OCR用紙	1号様式または申請依頼書	-	_	0	-
軽自動車検査証		-	_	-	0
返納証明書					
還付書類		Δ	-	-	_
納稅証明書		Δ	-	-	_
自動車登録番号	港の指定ヤードで取外しのうえ送	0	_	0	-
標	付				
その他当社が指					
定する書面					

〇=送付必要 △=希望により送付 □=必要に応じ送付

第59条(譲渡書類の送付期限)

出品社は、当該車両の成約時刻の日付から8日以内に譲渡書類一式を当社必着で送付しなければならない。 当社の長期休暇を挟んだ譲渡書類の引渡期限は、別途当社が定めるものとする。

上記譲渡書類送付に係る郵送費は出品社負担とする。

第60条(出品社名義で譲渡書類を提出する場合の義務)

出品社が次の各号の1つに該当する車両を出品する場合は、当該車両につき出品社名義に移転登録もしくは抹消 登録したうえで譲渡書類を当社に送付するものとする。 当該車両の名義人が一般の支払を停止する等倒産状態にある場合 差替えまたは再交付が困難と思われる譲渡書類が存在する場合 名義人が死亡している場合 その他地域により登録手続の取扱いが異なる場合

第61条(車検有効期限が短い場合の義務)

出品社は、出品車両の車検有効期間の満了日が出品時の翌月末日以内の場合、出品社は予め抹消登録もしくは継続検査を受け自動車検査証を更新した後に出品しなければならない。

第62条(譲渡書類の送付遅延ペナルティ)

出品社は、第59条に定める期限を超えた場合は成約社に対して遅延の罰則金を支払わなければならない。 前項の遅延罰則金は10,000円とし、遅延2日目以降1日遅延の都度3,000円追加するものとする。

第63条(名義変更)

当社は、第 59 条に定める出品社による譲渡書類の受領をうけたら、当該成約完了時の翌月末日以内に抹消登録を完了し、完了した旨を証する書面(輸出抹消仮登録証明書等の写し)を速やかに出品社へメール送付するものとする。

第64条(輸出書類の運用と管理)

当社は、譲渡書類によって得られた書類の一部およびその他を輸出書類として適正に取扱い、成約車両の輸出業務を円滑に遂行するものとする。

第65条(輸出者である出品社と当社の役割)

出品社は、成約社との間で貿易取引上または税法上の輸出者となるが、実質的な輸出業務の遂行は当社が担うものとする。このため当社は、出品社に代り当社の名義をもって効率的な輸出業務および税務処理を行うものとする。

第66条(輸出書類)

以下を輸出書類とする。

Invoice

輸出抹消仮登録証明書

輸出許可通知書、および輸出許可自動車情報

B/L、もしくはWayBill

その他当社または仕向国当局が指定する書面

第8章 輸送

第67条(当社又は出品社による輸出国内陸送)

当社は、成約社による当社への代金送金を当社が確認し、第 43 条に基づく当社から出品社への支払が完了したら、最寄りの輸出港の指定ヤードに成約車両を搬送するものとする。

出品社の成約車両の所在地が、東京都、神奈川県、静岡県東部地方および三島市、函南町、熱海市、伊東市、東

伊豆町、河津町、下田市以外である場合は、出品社は別に示す最寄り輸出港の指定のヤードに成約車両を自費で 搬送し、ヤード担当の指示に従いこれを完了しなければならない。

第68条(車両管理)

出品車両および成約車両が当社の所有権下において盗難または事故に遭遇した場合は、原則として当社の責任で 次項に基づく対応をする。

出品車両が盗難に遭遇した場合、出品社に対しては出品時提示価格補償限度額とする。成約車両が盗難に遭遇した場合、成約社に対しては成約価格を補償限度額とする。

車両の部品が盗難に遭遇した場合、中古部品時価相当額をもって補償限度額とし、その対象は標準備品または出品申込書に明記されたものに限るものとする。

次に該当する場合は、当社の補償は免責とする。

天災(地震、津波、台風、河川の氾濫、雹、竜巻等)、テロや騒乱等に起因する被害を受けたとき。 その他当社の責任が認められないとき。

第69条(輸出国通関)

当社が輸出者名義となり、当社指定の通関等代行業者を通じて所轄の税関にて通関が行われるものとする。

第70条(船積み)

前条のとおり通関された後、当社指定の通関等代行業者を通じて当該車両の船積みが行われる。 また当社は、ETD および ETA を含めた具体的輸送スケジュールを情報入手次第成約社に知らせるものとする。

第9章 クレーム

第71条(出品社が負うクレーム防止義務)

出品社は車両の出品に当り、成約社ひいては最終的なお客様の立場で車両の点検・整備を行い、クレームの未然 防止に努めなければならない。

出品社又は当社は、出品車両の出品票や画像等の車両情報、および譲渡書類等を入念に点検し、車両の仕様や不 具合箇所を正確かつできるだけ詳細に出品票や画像等の車両情報へ記入・反映しなければならない。

出品票や画像等の車両情報に曖昧または抽象的もしくは紛らわしい表現がある場合、当社はクレーム発生の懸念があるものとして出品社に対し問合せ等を行うことがある旨、出品社は留意しなければならない。

第72条(成約社が負うクレーム防止義務)

成約社は、キャンゴーウェブに掲載される出品車両の購入を検討する際、出品票や画像等の車両情報を十分に確認したうえで成約しなければならない。

更に成約社は、成約された車両を仕向国において受け取る時点で当該車両と出品票や画像等の車両情報に相違がないことを確認しなければならない。

第73条(クレームの申立)

前条の結果、成約社が相違または問題があると判断した場合は、当該車両1台につき1回のみ、表9-1および9-2に定める期間内に限り、本章で定める規定に基づき当社を通じてクレームの申立を行うことができるものとする。

クレームの申立は、別に定める様式を用いメールで当社に行わなければならない。

表 9-1、9-2 に記載のクレーム申立期限は原則、申立期間最終日の日本時間 24 時までとする。

当社は、成約社からのクレーム申立を受けた場合、その妥当性を本章に則り検証し、クレーム申立受付日の翌日中に出品社へその対応適否を通知するものとする。

第74条(解決の基本姿勢)

クレームが発生した場合、成約社、出品社双方は協調の精神で誠意をもって解決しなければならない。

第75条(事実確認の方法)

当社は、クレーム処理に公正を期するため、申立のあった車両の事実確認につき以下の何れかの方法で行う。

出品社、成約社双方の画像等による比較確認

出品社、成約社双方からの更なる聞き取り確認

輸送時の車両状態確認書による追跡確認

事実確認に要した費用は、原則としてクレーム申立の内容が事実であった場合は出品社の負担とし、事実でなかった場合は成約社の負担とする。

第76条(当社の斡旋、仲裁、裁定)

第 73 条のクレーム申立に対し、当社は中立的立場で斡旋、仲裁し、当事者たる出品社、成約社双方はこの仲裁によりなされる裁定には従うものとする。

当社は、この斡旋、仲裁による解決が見られない場合は車両売買契約の解除、車両代金の減額、もしくは申立の 却下等の裁定を行うことができる。

万が一前項裁定が不調に終った場合は、以後の解決につき出品社と成約社自らが行うものとし、当社は一切関与 しないものとする。

第77条(車両売買契約の解除)

成約した車両につき以下の事由が判明したとき、当社は当事者間の協議の有無に関わらず当該車両の売買契約を解除する裁定を下すことができる。この場合、出品社は当社から支払われた車両代金をただちに返還し、かつ当社が表 9-1 に定めるペナルティを成約社に支払わなければならない。

譲渡書類の全部または一部が、送付期限より30日を経過しても当社に送付されなかった場合

車両または譲渡書類に法的な問題があり所有権移転等の手続きが不可能な場合

盗難、車台番号改ざん、詐欺等により仮差押えまたは刑事事件の証拠として差押えもしくは押収された場合 出品票記載内容のうち、次に掲げる重要事項に誤記等が判明した場合

車名の誤記

車歴の誤記

初度登録年月の誤記

グレードの誤記または未記入

型式(含:排ガス記号)の誤記

基本仕様(シフト、ハンドル位置、AC、SR、PS、PW、純正 AW等)有無の誤記

前項各号の有効期限およびペナルティ代金は別途定めるものとする。

車両売買契約の解除がなされた場合でも、当社は出品社、成約社に対し手数料は返還しないものとする。

第78条(当社によるクレーム発見時の対応)

成約社による成約から通関までの間に前条記載の契約解除に影響を及ぼすと思われる事由が当社により発見された場合、当社は当該成約社に連絡のうえ契約解除の要否を確認することができるものとする。

第79条(車両代金の減額)

成約車両につき成約社により次の事由が判明したとき、当社は出品社に車両代金を減額する裁定を下すことができる。

特別な記載なく出品された車両につき、冠水車、接合車、災害車、メーター改ざん車、エンジン載せ換え等の重 大な欠陥が判明した場合

出品社が評価点につき次のとおり過大な申告をした場合

本来評価点Rであるものの、S、6、5、4.5、4、3.5、3、2、1とした

本来より2段階以上の評価点とした(S、6、5、4.5、4、3.5とした)

当社が重大なクレームと認めた

出品票に記載がないもので、次に示す不具合、要加修、商品価値の低下が見込まれるもので当社が認めた場合 外装、内装、機関、機構の品質・性能・瑕疵

標準装備品の欠品、不良品もしくは規格外品の装着

レスオプション(通常仕様では装備されているものが希望により取外された仕様としたもの)があるもの

明らかにセールスポイントでないと当社が判断したもの

セールスポイントに記載したものが欠品または不具合であった場合

その他次項にそぐわぬ品質状況が発覚した場合

減額は以下を基準に裁定する。

減額の裁定には逸失利益は含まない。

不具合箇所の中古部品が成約社側の国(または地域)に存在する場合はその仕入価格を減額の基準とし、新品のみで対応可能な場合は当社の判断とする。

原則として工賃は減額裁定の対象外とする。但し工賃が多額に要するエンジンやトランスミッションの分解等を 伴う場合は当社が裁定する。

部品支給は行わないものとする。

第80条(申立の却下)

次の各項に該当するクレームは原則として対応せず、申立を却下するものとする。

成約社がクレーム申立以前あるいは当社が裁定を下す前に、第三者に当該車両を転売した場合。但し冠水車、メーター改ざん車、違法車または当社が認めた場合を除く。

成約社がクレーム申立以前あるいは当社が裁定を下す前に、加修等に着手した場合。但し車両の重大欠陥は除く。 車両代金が 120,000 円以下の場合。但し走行確認をしないと不具合が判断できない場合で、当社規定で定める主 要箇所の重大な不具合に該当する場合を除く。

純製品以外の装備品で出品票、文字情報の未記載、画像未掲載の装備品の不備や不具合。

裁定結果が免責金額(その範囲で加修可能と思われる金額をいい、部品代金については 20,000 円以下の場合および工賃全額)以下であることが明らかな場合。

クレーム申立後1週間以上経過しても当該成約社から当社に対して何ら連絡が無い場合。またはクレーム内容について説明が無い場合もしくは連絡が取れない場合。

ブレーキやエンジン関係装置の調整費用。 その他細目規定で定める事項。

第81条(クレーム申立期限・期間、および対応基準)

クレーム内容毎の申立期間、減額および細目については表 9-1、9-2 のとおりとする。 申立期間の最終日が土曜日、日曜日および当社の定める休業日の場合は、その前日を申立期間最終日とする。

表 9-1 クレームの申立期間と対応基準(第73条関係)

クレーム内容	申立期限	ペナルティの金額
		(それ以外の実費負担)
法的問題車で現に所有権移転がで	通関前まで	100,000円
きない車両もしくは書類		(車両代金・成約手数料返金に伴う
書類遅延車		送金手数料、ヤードー出品社間の陸
		送費、逸失利益含まず)
記載事項(年式、グレード、車歴、		50,000 万円
型式等)の相違		(車両代金・成約手数料返金に伴う
エンジン載せ換え		送金手数料、ヤードー出品社間の陸
記載事項(重要装備)の相違		送費、逸失利益含まず)
記載事項の相違(車名の相違、改造		
申告漏れ、乗車定員相違等、それら		
に類する相違)		
記載事項(輸入者の正規/並行の別、		
年式相違)の相違		

表 9-2 クレーム細目表(第 73 条関係)

9-2-1 外装

クレーム内容		評価点		ペナルティ
	S~3	R/RA	2~1	(備考)
	申立期間	(車両到着	日含む)	
出品票や画像等の車両情報に記載のな	3日	3日	_	1 か所につき、表 4-2「記号」列に 1 が
い傷、凹み、割れ、錆び、腐食、変色等				付くものは 3,000 円、2 が付くものは
(ステッカー等で隠した場合を含む)				10,000円、3が付くものは30,000円
出品票や画像等の車両情報に記載のな				1 か所につき亀裂無し 5,000 円、亀裂
いフロントガラスリペア痕の仕上げ不				有り 10,000円
良				
出品票に記載のない色替えまたは同色				10,000円
の色違い				
タイヤ溝残量の過大申告、スタッドレ				20,000円
スタイヤ装着の無申告				
標準部品の欠品、外品、改造等の無申				10,000円
告				
冠水車、災害車、雹害車、塩害車、また				20,000円

は接合車、その他重大不具合の無申告				
-------------------	--	--	--	--

9-2-2 内装

クレーム内容	評価点			ペナルティ
	s~3	R/RA	2~1	(備考)
	申立期間(車両到着日含む)			
出品票や画像等の車両情報に記載のな	3日	3日	_	汚れ1か所につき薄い汚れ2,000円、
い汚れ、傷、破れ、穴、割れ等(ステッ				薄い汚れ 5,000 円、傷、破れ、穴、割
カー等で隠した場合を含む)				れ 1 箇所につき 5 mm以下 2,000 円、5
				mm超 5,000 円
異臭、悪臭、タバコ臭の無申告				20,000円
雨漏りの無申告				20,000円
標準部品の欠品、外品、改造等の無申				10,000円
告				
オーディオ欠品の無申告				5,000円
ヘッドレスト欠品の無申告				10,000円
車載ジャッキ、工具、スペアタイヤ欠				10,000円
品の無申告				
メーター改ざん車、メーター交換車の				距離が変らない場合は 20,000円、変る
無申告				場合は 50,000円

9-2-3 評価点

クレーム内容	評価点			ペナルティ
	S~3	R/RA	2~1	(備考)
	申立期間(車両到着日含む)			
修復歴の無申告	3日	_	3日	示談による
評価点の2段階以上の過大申告				

9-2-4 機関・機構

クレーム内容	評価点			ペナルティ
	S~3	R/RA	2~1	(備考)
	申立期間(車両到着日含む)			
エンジン本体からの著しい異音、また	3日	3日	3日	最大 50,000 円で示談による
は不具合の無申告				(150, 000km 超走行車を除く)
排気管からの著しい黒煙排出の無申告				30,000円
著しいオイル漏れの無申告				(150, 000km 超走行車を除く)
MT 車のクラッチ滑り、AT 車の著しい滑				30,000円
りや変速ショックの無申告				
制動系統の不具合の無申告				
PTO 作動不具合の無申告				
トランスミッション載せ換え(MT·AT				20,000円

間)の無申告	(オイルの滲みはクレームとしない)
パワーステアリングポンプやギアの不	
具合または著しいオイル漏れ	
オーバーヒート、またはラジエター/ウ	20,000円
ォーターポンプ不具合の無申告	(150, 000km 超走行車を除く)
フロントドライブシャフト部ブーツの	
破れの無申告	
燃料漏れの無申告	
過給機/排気管等性能部品交換有りの	10,000円
場合の無申告	(150, 000km 超走行車を除く)
排気管の著しい腐食や穴空き、排気漏	
れの無申告	

9-2-5 電装

クレーム内容	評価点			ペナルティ
	S~3	R/RA	2~1	(備考)
	申立期間(車両到着日含む)			
エアコン不具合の無申告	3日	3日	3日	30,000円
パワーウィンドウ開閉不具合の無申告				20,000円
ドアミラー電動調整、電動格納ミラー				
の不具合の無申告				
速度計表示速度指示等の不具合無申告				
蓄電池劣化に伴うエンジン始動不良の				10,000円
無申告				
灯火器無点灯等不具合の無申告				5,000円

第10章 その他

第82条(消費税法上の会計取扱い)

消費税法に基づき車両代金には輸出免税が適用されることを踏まえて、当社は成約案件毎の会計を取り扱う。 第 65 条のとおり成約した出品社が名目上の輸出者になることから、また確定申告時に非課税証明をする必要が あることから、当該出品社は当社が別途作成する「消費税輸出免税不適用連絡一覧表」に必要事項を記入・署名・ 捺印のうえ消費税の確定申告時に作成し必要のうえ税務当局へ提出のうえ保管するものとする。また同表の写し を当社に送付するものとする。

また、成約社が当社に支払うべき成約手数料は、当該成約社は日本国外に所在するため輸出免税に該当し非課税となることを踏まえ、当社は成約案件毎に会計を取り扱う。

一方、日本国内に所在する出品社が支払う成約手数料は課税対象となるため、当社がこれを踏まえ会計を取り扱 うものとする。

第83条(合意管轄)

会員と当社の間で紛争が生じ当事者間で調整がつかない場合には、当社所在地を管轄する裁判所を第一の合意管

轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

第84条(規約の改訂)

当社が本規約の改訂を必要とした場合は随時改訂する。その改訂内容は、キャンゴーウェブを通じてその都度会員に告知するものとする。

第85条(施行)

2019年7月10日 施行 2019年11月1日 改訂1